

法定外公共物使用許可申請等にかかる手続き案内

1 . 概要

工作物の設置や、機能向上等形状変更を行う場合は、財産管理者（羽曳野市長）の許可等を受ける必要があります。

2 . 申請者

- ・法定外公共物使用許可の場合は、当該工作物を設置・管理する者。
- ・法定外公共物工事施行承認の場合は、当該工事を行う事業主体者。
基本的に工事施工業者は、申請者にはなりませんので注意して下さい。

3 . 申請の種類

・法定外公共物使用許可申請

用途（機能）を妨げない範囲で新たに工作物を設置する等、法定外公共物（里道・水路等）を使用する場合。

尚、申請者が設置した工作物の維持管理を行います。

又、原則として使用料が必要となります。

（例）里道への埋設管の設置、水路への通路橋の設置等。

・法定外公共物工事施行承認申請（自費工事の承認）

法定外公共物の機能向上等、形状変更の工事を行う場合。

（例）里道の舗装工事、水路の擁壁工事等。

・法定外公共物使用許可更新申請

法定外公共物使用許可申請で許可を受けたものについて、許可期間の満了に伴い更新を行う場合。

尚、法定外公共物使用許可申請と同様に、原則として使用料が必要となります。

・法定外公共物使用許可変更許可申請

法定外公共物使用許可申請・法定外公共物使用更新許可申請に記載した事項を変更しようとする場合。

・法定外公共物工事完了届出

許可を受けた者は、当該許可に係る工事が完了したとき。

・法定外公共物地位承継届出

使用者について相続、合併又は分割があったとき。（当該使用等の許可に係る使用又は行為を承認させる者に限る。）

・法定外公共物使用廃止届出

法定外公共物使用許可申請で許可を受けたものについて、使用を廃止する場合。

4 . 添付書類

各申請書様式記載のとおり。

尚、不明な点がございましたら、窓口までお問い合わせをお願いします。

5 . 使用料の免除・減額について

法定外公共物使用許可・法定外公共物使用更新許可に伴う使用料については、一定の基準により、免除・減額ができる場合があります。詳しくは窓口までお問い合わせをお願いします。

尚、免除・減額を受ける場合は、法定外公共物使用料免除（減額）申請書の提出が必要です。